

全建事発第 092 号
令和元年 10 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う
建設業法上の特例措置等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

令和元年度 10 月 10 日に発生した台風第 19 号については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律（以下「権利利益保全法」という）に基づき、10 月 18 日付けで公布・施行された令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害、及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令、及び同日付け国土交通省告示第 720 号に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置、及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなっております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

- ・国土交通省通知文 一式

担当) 事業部 福田
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigy@zenken-net.or.jp

国土建第297号
令和元年10月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う
建設業法上の特例措置等について

令和元年10月10日に発生した令和元年台風第19号については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第720号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法（昭和24年法律第100号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可（令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31

日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき令和元年台風第19号の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和元年台風第19号により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（令和元年10月10日から令和2年3月30日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの（直近の経営事項審査が平成30年3月10日から平成30年8月30日を審査基準日とするもの）に限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和元年台風第19号の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（令和元年10月10日から令和2年3

月30日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、令和元年10月9日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和元年台風第19号の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

5. 監理技術者講習の受講について(権利利益保全法第4条関係)

建設業法第26条第3項の規定により専任で配置される監理技術者については、令和元年台風第19号により、同条第4項の登録を受けた講習(以下「監理技術者講習」という。)を受講することができず、令和元年10月10日から令和2年1月30日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から5年が満了した場合であっても、政令に基づき、令和2年1月31日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来する場合であっても、令和2年1月31日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし(監理技術者資格者証は4のとおり別途必要。)、特定被災地域内に住所を有さない者であっても、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

6. その他

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、令和元年台風第19号により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発

生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

- ・ 恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

国土建第300号
令和元年10月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について

令和元年10月10日に発生した令和元年台風第19号による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第720号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 浄化槽工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者に係る浄化槽法第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録（令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和元年台風第19号の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することがで

きる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和元年台風第19号により、浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国土建第304号
令和元年10月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う
建設リサイクル法上の特例措置等について

令和元年10月10日に発生した令和元年台風第19号による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第720号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）における特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有

する者に係る建設リサイクル法第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録（令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和元年台風第19号の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和元年台風第19号により、建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

○国土交通省告示第七百二十号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に
関する政令（令和元年政令第百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に
関し、
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八
十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、
当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月十八日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項の規定に基づく建設業 の許可	特定権利利益	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建設業法第二十七条の十八第一項の 規定に基づく監理技術者資格者証の 交付	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建設業法第二十七条の二十三第一項 の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	令和二年三月三十 一日
測量法（昭和二十四年法律第百八十 八号）第五十五条第一項の規定に基 づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	特定被災地域内に主たる営業所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建築基準法（昭和二十五年法律第二 百一十号）第六條の二第一項、第八 十七條第一項若しくは第八十七條の 四又は第八十八條第一項若しくは第 八十八條第二項（第八十七條の四又 は第八十八條第一項若しくは第二項 において準用する場合を含む。）の規 定に基づき指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	令和二年三月三十 一日
建築基準法第九條第三項の規定に基 づく違反建築物に対する措置に係る 通知書に対する意見書の提出に代わ る公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	令和二年三月三十 一日
建築基準法第九條第八項の規定に基 づく緊急の必要がある場合の違反建 築物の使用禁止又は使用制限の命 令に対する公開による意見の聴取の請 求	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	特定被災地域内に住所を有する者及 び特定被災地域内に主たる営業所を 有する者	令和二年三月三十 一日

建築基準法第十八條の二第一項の規 定に基づく指定構造計算適合性判定 機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建築基準法第六十八條の十一第一項 の規定に基づく型式適合部材等製造 者の認証	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建築基準法第六十八條の二十四第一 項（第八十八條第一項において準用 する場合を含む。）の規定に基づく指 定確認機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
建築士法（昭和二十五年法律第二百 二号）第二十三條第一項の規定に基 づく建築士事務所の登録（特定被災 地域内に在る事務所に係るものに限 る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
道路運送法（昭和二十六年法律第百 八十三号）第四條第一項の規定に基 づく一般貸切旅客自動車運送事業の 許可	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
道路運送法第七十九條の規定に基づ く自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
道路運送車両法（昭和二十六年法律 第七十三號）第二項（第二十四條第一 項（第七十三號第二項）において準用 する場合を含む。）の規定に基づく臨時運 行の許可（含む）の規定に基づく臨時運 行の許可を受けた自動車（特定被災地 域を運行の用に供する者）	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
道路運送車両法第三十六條の二第一 項（第七十三號第三項）の規定に基 づく自動車検査及び道路運送車両法 第四十四條の四（平成二十七年法律 第二十号）の例によることとされた 回送運行許可証の交付	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日
道路運送車両法第七十一條の二第一 項の規定に基づく限定自動車検査証 の交付	特定被災地域内に主たる事務所を有 する者	令和二年三月三十 一日

<p>浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録</p>	<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）第十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十一条第一項の規定に基づく宅地建物取引士</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十一条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許</p>	<p>自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に行成されたものに限る）を提出して行う道路運送車両法第二十一条第一項の規定による登録事項等証明書の交付の請求</p>	<p>自動車登録令（昭和二十六年政令第二十六号）第六十一条第一項の印刷に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内で作成されたものに限る）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出</p>	<p>道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p>
<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び位置が定められている自動車の所有者</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が別に示す地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において保安基準適合標章を受領した者</p>
<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該期間の満了の有効</p>

<p>備考 特定被災地域とは、令和元年台風第十八号）が適用された市町村の区域をいう。</p>	<p>賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九十八号）第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録</p>	<p>不動産投資顧問業登録規程（平成二十二年建設省告示第八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録</p>	<p>下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録</p>	<p>補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録</p>	<p>地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録</p>	<p>建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第四十条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七十一条第一項の規定に基づく性能評価機関の登録</p>
<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七十一条第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者</p>
<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
法務大臣 河井 克行

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全
等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第三百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正	平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
	同	一一年	二月二日同	第一六〇号	
	同	一四年	七月二日同	第八五号	
	同	一六年	六月二日同	第六七号	
	同	一六年	六月二日同	第七六号	
	同	一六年	六月一八日同	第一一一号	
	同	一六年	六月一八日同	第一一二号	
	同	一八年	六月二日同	第五〇号	
	同	一八年	六月二日同	第九二号	
	同	二〇年	五月二三日同	第四〇号	
	同	二三年	六月二四日同	第七四号	
	同	二五年	六月二二日同	第五四号	

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法律第十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・一部改

正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定

非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令

で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長

又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期

限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしななければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること

ができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲

内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九

二・平二〇法四〇・一部改正、平二五法五四・旧第七条繰

下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条

第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した

災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成九年一月八日

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄
(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。